

○青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールの実施に係る事務取扱要綱の制定について(通達)

(平成 28 年 2 月 29 日岡生企第 143 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号 平成 28 年 7 月 11 日岡生企第 520 号
令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 6 月 29 日岡生企第 415 号 令和 4 年 12 月 22 日岡生企第 701 号
令和 5 年 10 月 31 日岡生企第 609 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールの実施に係る事務取扱要綱を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールに係る事務取扱要綱の制定について(通達)(平成 16 年 11 月 19 日岡生企第 633 号例規)は、廃止する。

別添

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールの実施に係る事務取扱要綱

第 1 趣旨

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等(回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。)を装備する場合の取扱いについては、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)に「自主防犯活動用自動車」の定義等が定められているところであるが、保安基準及び細目告示に定めるもののほか、この要綱により、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織(以下「団体」という。)に対する青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨を証明する証明書の交付その他の青色防犯パトロールの実施に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 自主防犯パトロール

専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールをいう。

2 青色防犯パトロール

青色回転灯等を装備した自動車を用いて行う自主防犯パトロールをいう。

3 デモンストレーション等

青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等をいう。

第3 証明の要件

警察本部長は、1 から 4 までのいずれにも適合していると認める団体について、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

1 団体が次のいずれかに該当すること。

(1) 岡山県又は岡山県内の市町村

(2) 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長(以下「知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体

(3) 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 2 条第 1 号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

(4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可を受けた地縁による団体

(5) (1)から(4)までの団体と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

(6) (1)から(5)までのいずれかから防犯活動の委託を受けた者

2 自主防犯パトロールの実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

3 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

4 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

(1) 青色回転灯等は、自動車の屋根に 1 個又は 1 体のみ装備して使用すること。

なお、装備する青色回転灯等は、マグネットで取り付ける等、着脱が容易なものでもよいこととする。

(2) 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと(デモンストレーション等として警察本部長が認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)

(3) 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

(4) 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

- (5) 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- (6) 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、自主防犯パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- (7) 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと(デモンストレーション等として警察本部長が認めた場合であつて、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)

第4 証明に当たっての留意事項等

- 1 防犯活動を口実にして自らの団体の存在をアピールするような活動は自主防犯パトロールとは認められない。
- 2 配達、通勤その他用務を兼ねて青色防犯パトロールを行うことは、十分な活動が行えず、地域住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールに対する信頼性を損なうことにもなりかねないため、認められない。
- 3 青色防犯パトロールを実施しようとする団体(以下「申請団体」という。)又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合、反社会的勢力との関係が認められる場合等は、青色防犯パトロールの趣旨に反することから、認められない。
- 4 申請団体が、第3の1の(5)の団体に該当するか否かについては、申請団体の公益性及び組織性、申請団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した上で判断すること。
- 5 第3の2の要件については、申請団体の活動実績や活動計画を踏まえて判断することとし、原則として週1回以上の活動があることを基準とする。
- 6 第3の3の要件については、申請団体及びその構成員の防犯活動に関する実績、経験、青色防犯パトロール講習の受講歴等を考慮して判断すること。
- 7 青色防犯パトロールの開始以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させること。
なお、青色防犯パトロール講習は、警察本部若しくは警察署の担当者又は警察本部長から委嘱を受けた防犯指導員が実施するものとする。
青色防犯パトロール講習を受講しない場合は、当該講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について再度検討すること。
- 8 申請に係るパトロール実施地域がパトロールを実施する人数等に照らして広すぎるなど適当でないと判断される場合には、是正の指導を行うこと。

第5 申請

- 1 証明を受けようとする団体は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署(当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄に渡るときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。)を経由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 2 証明の申請の窓口は、警察署の生活安全課(生活安全刑事課を含む。以下同じ。)とする。生活安全課は、申請団体が青色防犯パトロールを行うに当たっての適格性を有しているかどうか、申請書類に不備がないかどうか等を確認の上、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に進達すること。
- 3 申請の主体、方法等については、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 証明の申請の主体は、申請団体の代表者とし、申請の受理に当たっては、申請団体が青色防犯パトロールに使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールに従事する者について記載を求めること。

なお、複数の団体が共通の自動車を使用して青色防犯パトロールを実施する場合は、申請団体ごとに証明の適否を検討するため、各団体が共通して使用する自動車も含め使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールを実施する者について記載し、証明の申請を行わせること。
 - (2) 証明の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 証明申請書(様式第1号)
 - イ 団体・青色防犯パトロールの概要(様式第2号)
 - ウ 青色防犯パトロール実施者名簿(様式第3号)
 - エ 誓約書(様式第4号)
 - オ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - カ 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - キ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを表示の大きさや形状が分かる資料
 - ク 青色回転灯等を装備する自動車の使用承諾書(青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて実施する場合に限る。)
- 4 警察本部長は、申請団体からの申請の内容が第3に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、証明書(様式第5号)を交付するとともに、申請を受けた自動車が青色回転灯等を装備するものであり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章(様式第6号)及び青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証(様式第7号)を交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた団体に対しては、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)におい

て、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるよう指導するものとする。

第6 証明書等の再交付

証明書の交付を受けた団体が証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、再交付申請書(様式第8号)により再交付の申請を受理することとし、警察署を経由して生活安全企画課に書類を進達し、再交付を行うこと。この場合、毀損又は汚損した標章又はパトロール実施者証を返納させること。

第7 証明書の記載事項等の変更

1 証明書等の記載事項の変更

証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された事項を変更しようとするときは、証明書記載事項変更申請書(様式第9号)に証明書及び必要な書類を添付して申請させ、これを受理することとし、警察署を経由して生活安全企画課に書類を進達し、変更箇所を修正の上、交付すること。

なお、証明書の記載事項の変更に伴い標章についても変更が必要となる場合は、記載内容を変更する標章又は青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の標章については、返納させること。

また、証明書の記載事項の変更に伴い、パトロール実施者証の記載事項を変更する可能性があることにも留意すること。

2 パトロール実施者の変更

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールの実施者を変更しようとするときは、パトロール実施者変更申請書(様式第10号)により変更の申請を受理することとし、警察署を経由して生活安全企画課に書類を進達すること。この場合、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を返納させること。

なお、新たな青色防犯パトロールの実施者については、青色防犯パトロール講習の受講の有無、防犯活動の実績等を含めて対応能力について判断し、パトロール実施者証を交付すること。

3 運輸支局等からの連絡

自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車について、「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」に係る変更等がある場合に、運輸支局等に申請する前に、警察への証明書記載事項変更申請がなされ証明書の書き換えがなされていないければ、運輸支局等は自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を抹消するとともに警察本部長へ「記録事項の変更連絡票」を電子メール等により送付することとしている。

したがって、証明を受けた団体が証明書の記載内容のうち、自動車検査証の記録内容に係る変更を行う場合には、警察における手続を先行させるよう教示すること。

第8 証明書等の返納等

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを実施しなくなったときは、返納届(様式第11号)により証明書、標章及びパトロール実施者証(以下「証明書等」という。)の返納の申請を受理することとし、警察署を経由して生活安全企画課に書類を到達すること。

また、生活安全企画課は、返納を受理した旨を、速やかに、運輸支局等に(返納・取消)連絡票(様式第12号)により電子メール等で通知するとともに、警察署は、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の利用者に対し、自動車検査証の備考欄に記録された自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録の削除の申請を運輸支局等において行うよう促すこと。

第9 証明の取消しと運輸支局等への通知

1 警察本部長は、証明書の交付を受けた団体が次に掲げる事項に該当するときは、証明を取り消すことができる。

なお、軽微な違反で指導により是正することが可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されない場合には証明を取り消すこと。

- (1) 青色防犯パトロールを停止したとき。
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たさず団体でなくなったとき。
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- (5) 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき。
- (6) 配達、通勤その他用務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったとき。
- (7) (5)及び(6)のほか、適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
- (8) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。
- (9) 第3の4に掲げる事項を遵守していないと認められたとき。

2 1に掲げる事項に該当する場合は、証明取消通知書(様式第13号)により証明を受けた団体に通知するとともに、証明書等の返納を行わせること。

また、生活安全企画課は、証明を取り消した旨を、速やかに、運輸支局等に(返納・取消)連絡票により電子メール等で通知するとともに、警察署は、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の利用者に対し、自動車検査証の記録事項の削除についても教示すること。

第10 デモンストレーション等の認定

1 対象となる活動

証明書の交付を受けた団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織(以下「要請団体」という。)又は警察から要請を受けて行うデモンストレーション等を行う活動を対象とする。

2 手続

(1) 要請団体からの要請の場合

ア 証明書の交付を受けた団体が要請団体からの要請によりデモンストレーション等を行う場合は、デモンストレーション等運行実施申請書(様式第14号)及び要請団体が作成した文書(以下「要請文書」という。)を、青色防犯パトロールの実施地域を管轄する警察署を経由して、警察本部長に申請させるものとする。

イ 警察本部長は、デモンストレーション等運行実施申請書が証明書の交付を受けた団体のものであること、要請文書の内容に不備が無いこと等を確認の上、実際に運行する地域を管轄する警察署長に対し、活動を認める旨を通知するとともに、標章(様式第15号)を作成し、申請を経由した警察署を通じて申請した団体に交付するものとする。

ウ 交付を受けた標章は、デモンストレーション等を運行する間、デモンストレーション等で使用する自動車の後方から見えるように掲示するものとし、運行終了後は申請を経由した警察署を通じて速やかに返納させること。

(2) 警察からの要請の場合

ア 証明書の交付を受けた団体が警察からの要請によりデモンストレーション等を行う場合は、要請した警察署が警察本部長に申請するものとする。

イ 標章の交付及び返納に係る手続は、(1)のイ及びウに準ずる。

3 その他

デモンストレーション等を行う場合は、必要に応じて交通部門と協議すること。

第11 自動車の塗色等

青色防犯パトロールに使用する自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒2色とすることは、国民にとって当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体に「〇〇防犯パトロール隊」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置を執るよう指導すること。

なお、青色回転灯等を装備しない自主防犯パトロール用の自動車についても、これと同様の指導を行うこと。

第12 違反車両の取締り等

警察本部長からの証明を受けないで、青色回転灯等を装備した自動車を運行した場合は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第99条の2の不正改造等の禁止違反となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど厳正に対処すること。

なお、同法第 54 条の 2 の規定により、地方運輸局長は、整備命令又は使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則が科される。

第 13 証明書等の管理

証明書等の発行、再交付及び記載事項の変更については生活安全企画課及び警察署において、証明の取消しについては生活安全企画課において、それぞれ生活安全部長が別に定める簿冊を備え付けて管理するものとする。

第 14 処理期間

青色防犯パトロールに係る申請等に対する処理に要する期間は、次に掲げるとおりとする。

- 1 証明書等の交付 15 日以内(休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。)は含まない。)
- 2 証明書等の再交付 7 日以内(休日は含まない。)
- 3 デモンストレーション等の標章の交付 7 日以内(休日は含まない。)

第 15 細部事項

この要綱に定めるもののほか、青色防犯パトロールの実施について必要な細部事項は、生活安全部長が別に定める。

第 16 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
証明申請書	生活安全企画課	長期
証明申請書の写し	警察署	長期
団体・青色防犯パトロールの概要	生活安全企画課	長期
団体・青色防犯パトロールの概要の写し	警察署	長期
青色防犯パトロール実施者名簿	生活安全企画課	長期
青色防犯パトロール実施者名簿の写し	警察署	長期
誓約書	生活安全企画課	長期
誓約書の写し	警察署	長期
再交付申請書	生活安全企画課	長期
再交付申請書の写し	警察署	3 年
証明書記載事項変更申請書	生活安全企画課	長期
証明書記載事項変更申請書の写し	警察署	3 年
パトロール実施者変更申請書	生活安全企画課	長期
パトロール実施者変更申請書の写し	警察署	3 年
返納届	生活安全企画課	3 年
(返納・取消)連絡票	生活安全企画課	3 年
デモンストレーション等運行実施申請書	生活安全企画課	1 年
デモンストレーション等運行実施申請書の写し	警察署	1 年